

監査報告書

令和 7 年 5 月 28 日

学校法人昭徳学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人昭徳学園

監事 本山 桂子



監事 中原 孝



私たちは、改正私立学校法第 52 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人昭徳学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務または財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務または財産に関し、不正の行為、または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上